

带状疱疹ワクチンの定期接種を実施します

相模原市は、令和 7 年度から带状疱疹が予防接種法の B 類疾病に位置付けられたことを受け、带状疱疹ワクチンの定期接種を次のとおり実施しますので、お知らせします。

1 開始

令和 7 年 4 月 1 日（火）から

2 対象者

本市に住民登録があり、次に該当する方

①接種する年度に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる方

②60～64 歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度（身体障害者手帳 1 級相当）の障害がある方

注 1）①は令和 7～11 年度までの経過措置です。

令和 12 年度以降は「接種日時点で 65 歳」になる予定です。

注 2）100 歳以上の方は令和 7 年度のみ対象になります。

注 3）既に带状疱疹ワクチンを接種した人は対象外です。

3 実施方法

協力医療機関（231 機関、4 月 1 日時点）での個別接種

※協力医療機関の一覧は市ホームページをご確認ください。

4 使用ワクチン（どちらかを選択）、接種回数、接種費用

名 称 (製造メーカー等)	乾燥弱毒生水痘ワクチン ビケン（阪大微研）	乾燥組換え带状疱疹ワクチン シングリックス（GSK）
接種回数	1 回	2 回
接種費用	4,000 円	10,000 円／1 回

市民税非課税世帯や生活保護世帯の方、中国残留邦人等への支援給付を受けている方は、そのことを証明する資料を医療機関に提示すると費用が免除されます。

5 その他

- ・65 歳以上の対象者には、5 月下旬～6 月上旬に個別の案内を送付します。
- ・クーポン券はありません。案内が届く前でも、対象であれば接種可能です。
- ・带状疱疹など予防接種法の B 類疾病の定期接種は、対象者に努力義務は課されず、希望者が接種することとなります。

問合せ先

健康福祉局 保健衛生部

疾病対策課

電話：042-769-8346